

あだち物価高騰支援臨時給付金

【令和5年度低所得の子育て世帯に対するこども加算（児童1人あたり5万円）】申請書（請求書）

支給自治体
足立 区長



1 申請・請求者(世帯主) 申請日 令和 年 月 日

裏面の【誓約・同意事項】のすべてを確認し、誓約・同意の上、申請します。

(フリガナ) 氏名	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	現住所 電話 ()
--------------	---------------------------------	---------------

2 申請者と生計を同一にする平成17年4月2日生まれ以降の児童の状況

※ 記入した児童が別世帯の場合は、申請者が当該児童を監護している証明書類もご提出ください。

	(フリガナ) 氏名	生年月日		(フリガナ) 氏名	生年月日
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

※ 10人を超える場合は、複数枚に分けてご記入ください。

3 振込口座

- ※ 下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。
- ※ 原則「1 申請・請求者」名義に限る
- ※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、「あだち生活・暮らし臨時給付金ダイヤル(電話0120-247-035)」にお問い合わせください。

4 代理申請(受給)(代理の方が申請・受給する場合は、以下の欄に記入してください)

フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ()

上記の者を代理人と認め、給付金の (申請・請求 受給 申請・請求及び受給) を委任します。
←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です

世帯主氏名 (本給付金の対象者) 署名(または記名押印) 印

申請期限: 令和6年5月31日(金)まで(当日消印有効)

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】

あだち物価高騰支援臨時給付金【令和5年度低所得の子育て世帯に対するこども加算(児童1人あたり5万円)】(以下「給付金(こども加算)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(こども加算)の支給対象となるためには、以下①の要件を満たす必要があります。

- ①
 - 令和5年12月1日(基準日)に、足立区の住民基本台帳に記録されている世帯
 - 令和5年度における住民税非課税世帯への給付金(7万円)または均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)を受給している世帯
 - 当該世帯で生計を同一にする平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯

※ 基準日の翌日から申請期限日までに出生した児童を含む。
- ② 生計を同一にする児童が、既に給付金(こども加算)を受けた児童である場合、当該児童分については支給対象にはなりません。
※ 本給付金(こども加算)は、令和5年5月頃から支給している「令和5年度足立区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)及び(ひとり親以外分)【児童1人あたり5万円】」とは別の給付金となります。
- ③ 給付金(こども加算)の支給要件の該当性等を審査等するため、区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、区において支給決定した後、給付金(こども加算)の請求書として取り扱います。
- ⑥ 区が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、区が申請・請求者に連絡・確認できない場合、または申請書(請求書)の不備があり、区が別に定める期限までに不備等の補正が行われず、支給決定を行うことができない場合には、給付金(こども加算)が支給されないことに同意します。
- ⑦ 「2 申請者と生計を同一にする平成17年4月2日生まれ以降の児童の状況」に記入した児童が別世帯の場合、申請者が扶養している(生計を同一にしている)ことを日本国内において公的に証明する書類が提出できない場合には、給付金(こども加算)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(こども加算)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(こども加算)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(こども加算)を返還します。
※ 意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

提出書類

- 『あだち物価高騰支援臨時給付金【令和5年度低所得の子育て世帯に対するこども加算(児童1人あたり5万円)】申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』(いずれか一つ)
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証(記号番号及び保険者番号を隠したもの)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証等の写し(コピー)等をご用意ください。
※ 代理人の方が申請・受給する場合は、世帯主の本人確認書類と、代理人の本人確認書類をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(フリガナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 【別世帯の児童分の給付申請をする方のみ】『申請者が当該児童を監護していることを証明する書類(児童手当受給証書等)の写し(コピー)』
※ 「2 申請者と生計を同一にする平成17年4月2日生まれ以降の児童の状況」に記入した児童が、申請者と別世帯の場合のみ提出。

※ 必要事項の記入漏れや、添付書類の不備はありませんか。(不備等がある場合、支給が遅くなります。)